

第2章 障がい者を取り巻く状況

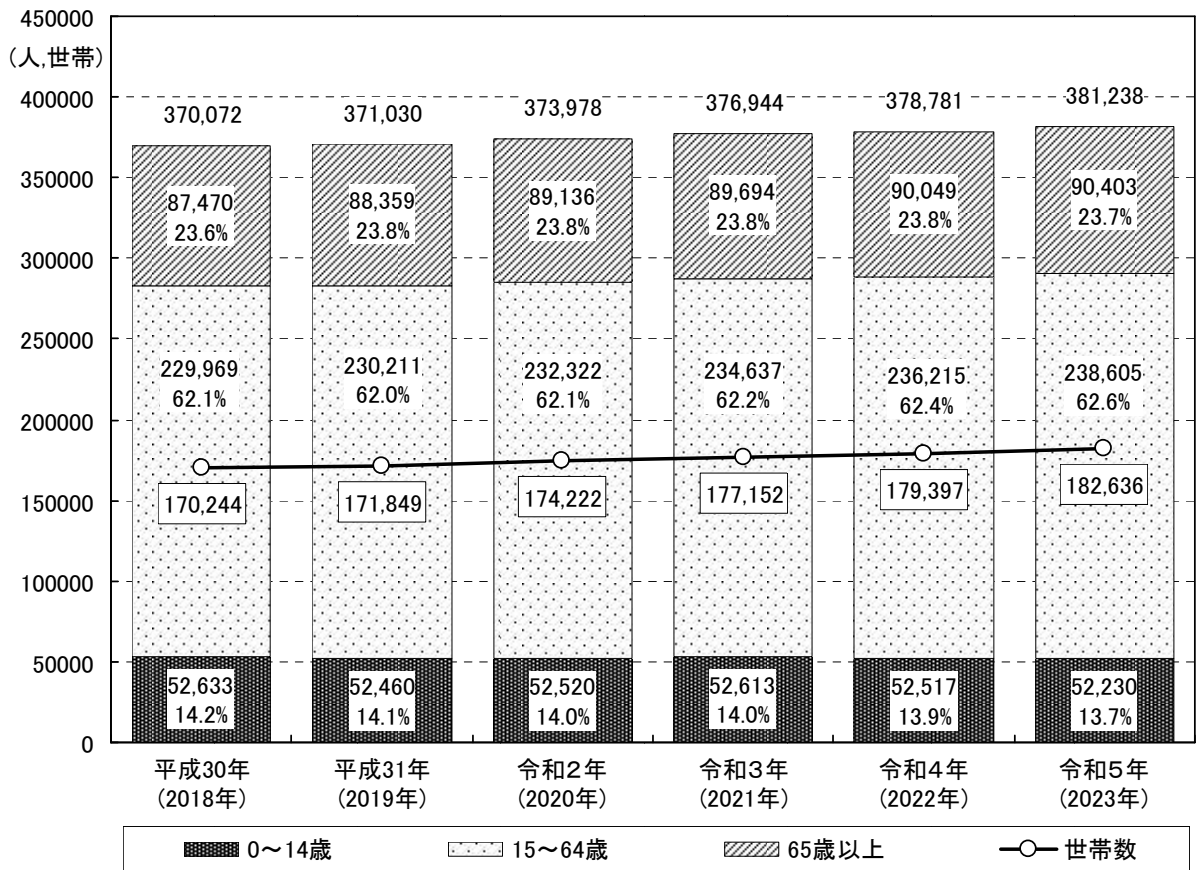
1 人口及び障がい者数の推移

(1) 人口の推移

吹田市の人口及び世帯数は、緩やかに増加する傾向が続いています。

年齢区分別にみると、0歳から14歳までの年少人口については横ばい状況にあるのに対し、15歳から64歳までの生産年齢人口、65歳以上の老年人口は微増傾向を続けており、令和5年（2023年）3月末現在の市民全体の占める65歳以上の人の割合（高齢化率）は23.7%となっています。

人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳（3月末現在）

第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者を取り巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

(2) 障がい者の状況

ア 概況

吹田市の身体障がい者手帳の所持者数は令和元年度（2019年度）以降減少傾向に、療育手帳の所持者は横ばいの状況にあります。また、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は毎年増加しています。

各障がい者手帳の所持者数を合計すると、令和4年度（2022年度）末現在19,125人（重複分を含む）となり、吹田市の人口総数の5.0%にあたります。また、平成30年度（2018年度）と比べて5.5%の減少となっています。

障がい者手帳所持者数の推移

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
人口総数 a	371,030人	373,978人	376,944人	378,781人	381,238人
手帳所持者総数 $b=b1+b2+b3$	20,240人	20,881人	18,622人	18,731人	19,125人
身体障がい者手帳 b1	14,191人	14,479人	12,360人	12,292人	12,184人
療育手帳 b2	3,239人	3,378人	3,080人	3,175人	3,273人
精神障がい者保健福祉手帳 b3	2,810人	3,024人	3,182人	3,292人	3,668人
精神通院医療利用者	6,013人	6,282人	6,919人	6,615人	6,996人
手帳所持者の比率 $c=b/a$	5.5%	5.6%	4.9%	4.9%	5.0%

※各年度末現在

※人口総数は各年度末現在の住民基本台帳人口（外国人を含む）

※各障がい者手帳所持者数は各年度末現在（総数には重複分を含む）

※令和2年度(2020年度)から身体障がい者手帳及び療育手帳について、職権消除を行いました。

イ 身体障がい者

身体障がい者手帳所持者数は、令和4年度（2022年度）末現在12,184人で、平成30年度（2018年度）と比べて約0.85倍となっています。

主障がいの部位別にみると、肢体不自由、内部障がいの順で多く、年代別には、65歳以上が多くなっています。

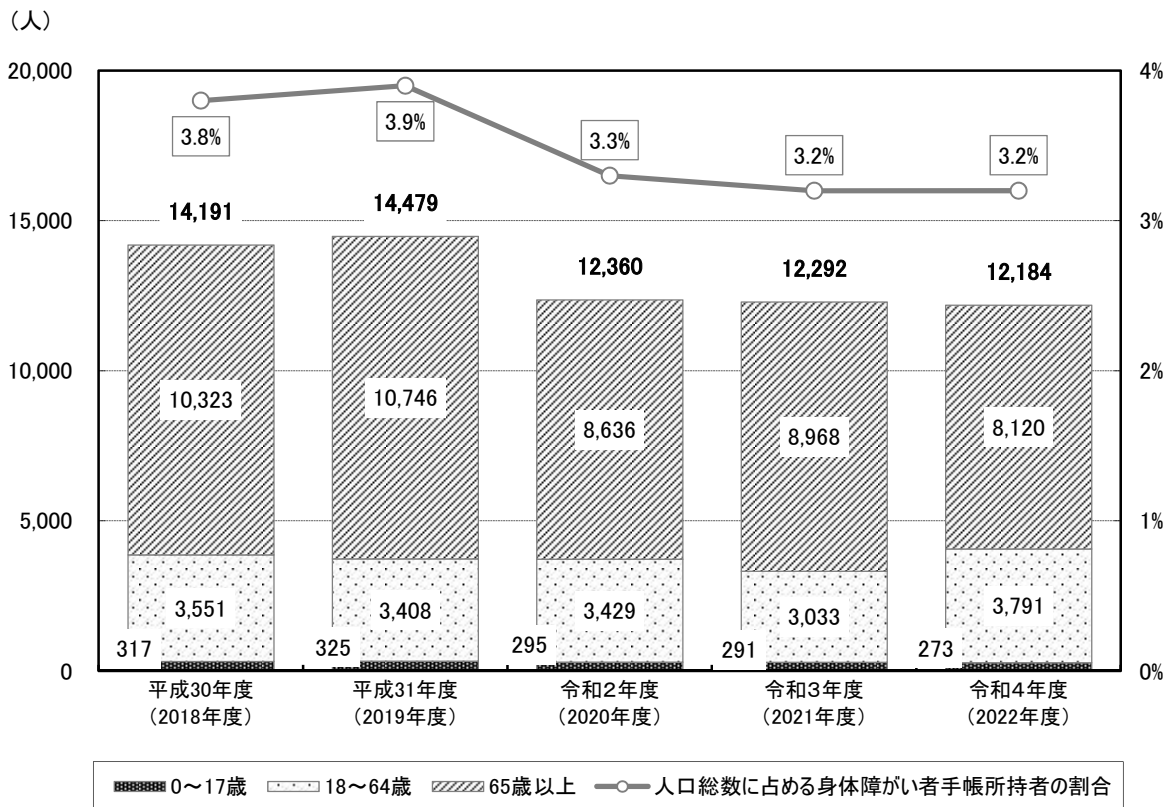
主障がいの部位別身体障がい者手帳所持者数

区分	総数	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	肢体不自由	音声・言語・そしゃく機能障がい	内部障がい
平成30年度(2018年度)	14,191人	878人	971人	8,245人	157人	3,940人
令和元年度(2019年度)	14,479人	915人	1,010人	8,145人	165人	4,244人
令和2年度(2020年度)	12,360人	760人	871人	6,855人	145人	3,729人
令和3年度(2021年度)	12,292人	760人	865人	6,763人	145人	3,759人
令和4年度(2022年度)	12,184人	753人	874人	6,691人	130人	3,736人

※各年度末現在

※令和2年度(2020年度)から身体障がい者手帳について、職権消除を行いました。

年齢3区分別身体障がい者手帳所持者数



※各年度末現在

第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者を取り巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

ウ 知的障がい者

療育手帳所持者数は、令和4年度（2022年度）末現在3,273人で、平成30年度（2018年度）と比べて約1.01倍となっています。

判定別にみると、重度であるAが全体の44.7%を占めて多く、令和2年度（2020年度）以降は各判定とも毎年増加する傾向にあります。年代別には、18～64歳が多くなっています。

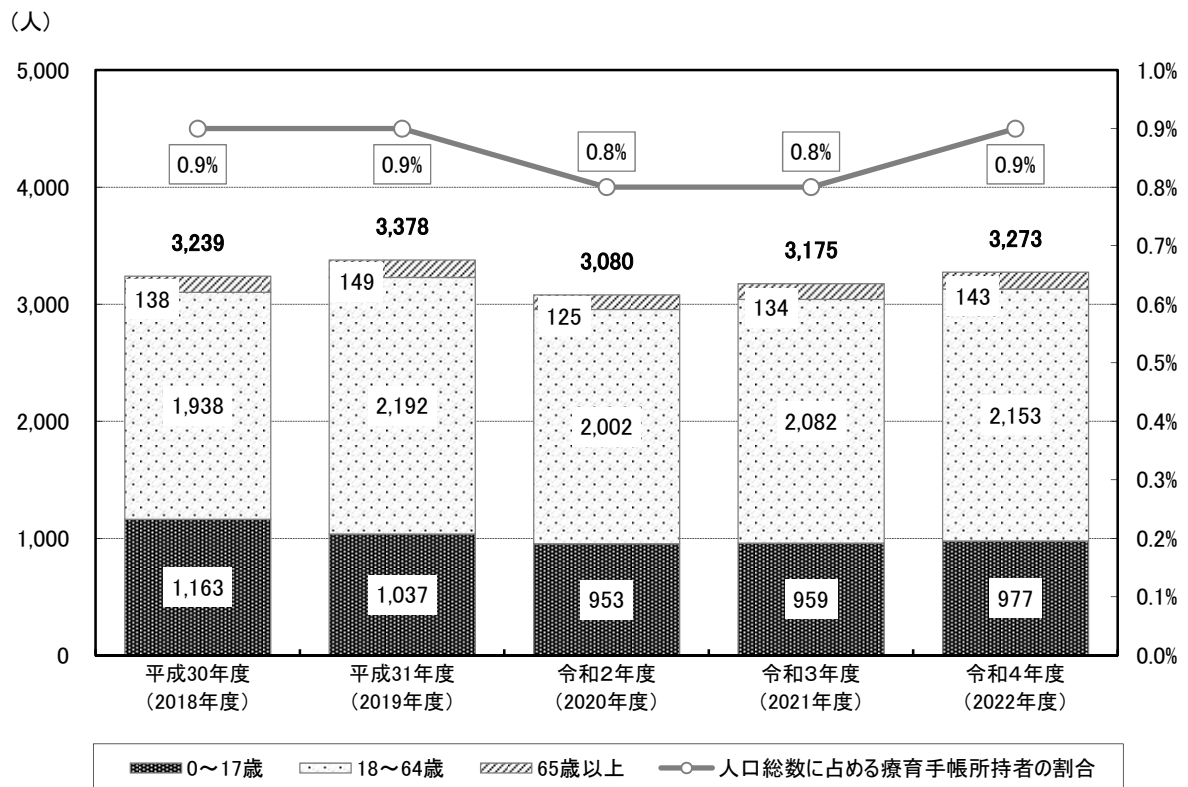
判定別療育手帳所持者数

	総数	A（重度）	B1（中度）	B2（軽度）
平成30年度(2018年度)	3,239人	1,461人	642人	1,136人
令和元年度(2019年度)	3,378人	1,493人	653人	1,232人
令和2年度(2020年度)	3,080人	1,419人	558人	1,103人
令和3年度(2021年度)	3,175人	1,442人	572人	1,161人
令和4年度(2022年度)	3,273人	1,464人	596人	1,213人

※各年度末現在

※令和2年度(2020年度)から療育手帳について、職権消滅を行いました。

年齢3区分別療育手帳所持者数



※各年度末現在

第2章 障がい者を取り巻く状況

また、身体障がい者手帳と療育手帳を重複して所持している人は、近年横ばい状況となっています。

身体障がい者手帳と療育手帳の重複所持者数

	総 数	A（重度）	B1（中度）	B2（軽度）
平成30年度(2018年度)	627人	516人	53人	58人
令和元年度(2019年度)	642人	528人	52人	62人
令和2年度(2020年度)	622人	518人	48人	56人
令和3年度(2021年度)	628人	523人	47人	58人
令和4年度(2022年度)	620人	524人	41人	55人

※各年度未現在

エ 精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、令和4年度（2022年度）未現在3,668人で、平成30年度（2018年度）と比べて約1.3倍となっています。等級別には、2級が52.5%を占めており、2級と3級については毎年増加しています。年代別には、18～64歳が多くなっています。

また、通院医療費公費負担の受給者数も増加傾向にあり、令和4年度（2022年度）未現在6,996人となっています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数及び通院医療費公費負担受給者数

	精神障がい者保健福祉手帳所持者数				通院医療費公費負担受給者数
	総 数	1級	2級	3級	
平成30年度(2018年度)	2,810人	261人	1,620人	929人	6,013人
令和元年度(2019年度)	3,024人	253人	1,697人	1,074人	6,282人
令和2年度(2020年度)	3,182人	259人	1,757人	1,166人	6,919人
令和3年度(2021年度)	3,292人	276人	1,771人	1,245人	6,615人
令和4年度(2022年度)	3,668人	272人	1,926人	1,470人	6,996人

※各年度未現在

第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者を取り巻く状況

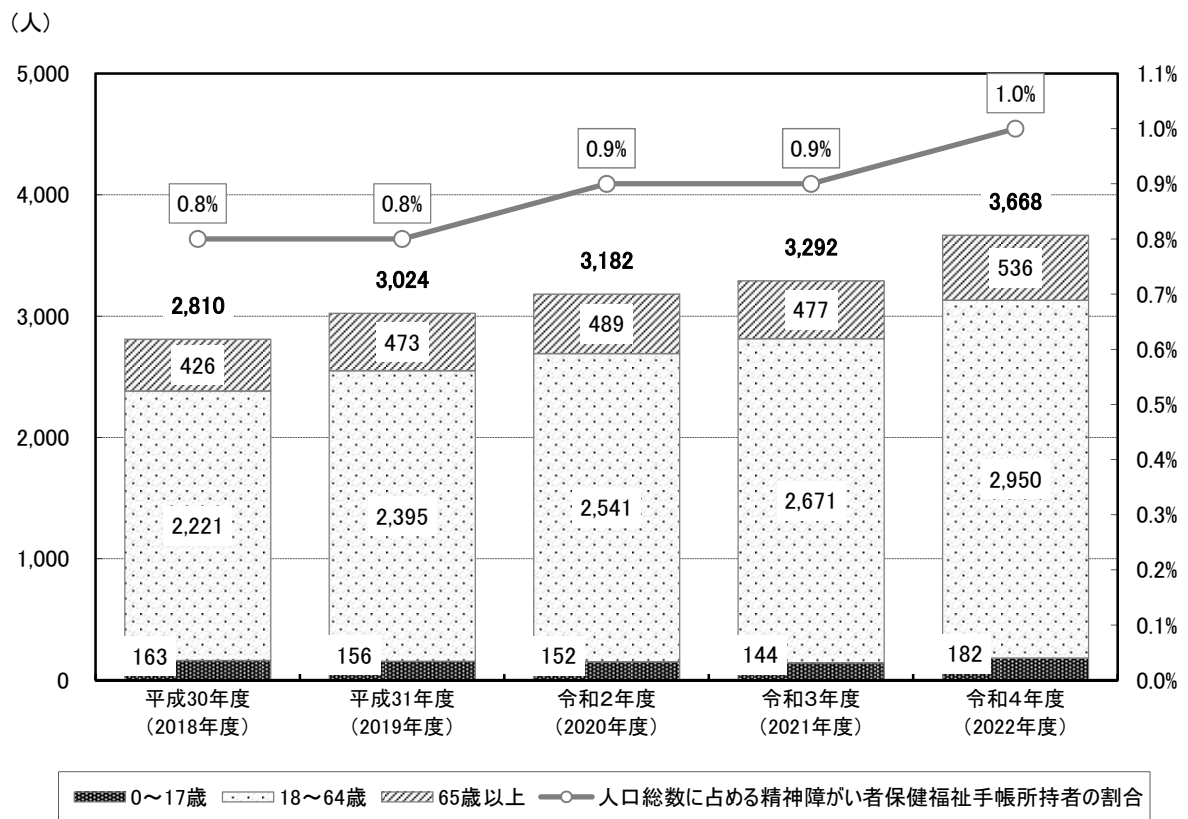
第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

年齢3区分別精神障がい者保健福祉手帳所持者数〔令和4年度(2022年度)末〕



※各年度未現在

オ 難病患者等

難病患者等給付金支給者数は、令和4年度(2022年度)末現在1,045人で、平成30年度(2018年度)と比べて約1.3倍となっています。

難病患者等給付金支給者数

	総数	指定難病罹患者	特定疾患罹患者
平成30年度(2018年度)	817人	814人	3人
令和元年度(2019年度)	975人	973人	2人
令和2年度(2020年度)	998人	996人	2人
令和3年度(2021年度)	984人	982人	2人
令和4年度(2022年度)	1,045人	1,044人	1人

※各年度未現在

カ 障がい支援区分認定の実施状況

障害者総合支援法に基づく障がい支援区分認定を受けた人は、令和4年度（2022年度）末現在2,379人で、平成30年度（2018年度）と比べて約1.1倍となっています。

主たる障がい等別には、知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者、難病患者の順で多く、認定区分別には介護・支援を必要とする状態が重い区分6が最も多くなっています。

主たる障がい等別障がい支援区分認定者数

	総数	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者
平成30年度(2018年度)	2,130人	568人	1,013人	539人	10人
令和元年度(2019年度)	2,178人	560人	1,061人	548人	9人
令和2年度(2020年度)	2,247人	557人	1,093人	584人	13人
令和3年度(2021年度)	2,313人	543人	1,117人	642人	11人
令和4年度(2022年度)	2,379人	558人	1,112人	695人	14人

※各年度末現在

区分別障がい支援区分認定者数

	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
平成30年度(2018年度)	2,130人	15人	318人	454人	435人	363人	545人
令和元年度(2019年度)	2,178人	19人	311人	473人	451人	364人	560人
令和2年度(2020年度)	2,247人	21人	301人	493人	465人	383人	584人
令和3年度(2021年度)	2,313人	23人	304人	503人	476人	391人	616人
令和4年度(2022年度)	2,379人	18人	317人	505人	504人	405人	630人

※各年度末現在

※区分の数字が大きいほどより介護・支援を必要とする状態を意味します

2 障がい福祉施策に関わる市民の意識

(1) 第7期障がい福祉計画の策定に向けたアンケート

ア 調査方法と回収状況

調査対象	令和5年（2023年）5月現在、18歳以上で身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方、本市障がい福祉サービスの支給決定を受けている方及び本市難病患者等給付金支給対象者の中から無作為抽出
調査方法	郵送による配付・回収、WEB回答フォームによる回答を併用
調査期間	令和5年（2023年）5～6月
回収状況	配布数：2,000件 有効回答数：1,052件（調査票用紙による回答997件、WEB回答55件） 有効回答率：52.6%

イ 調査結果の概要

(ア) 現在の生活に必要な支援（グラフは次ページ）

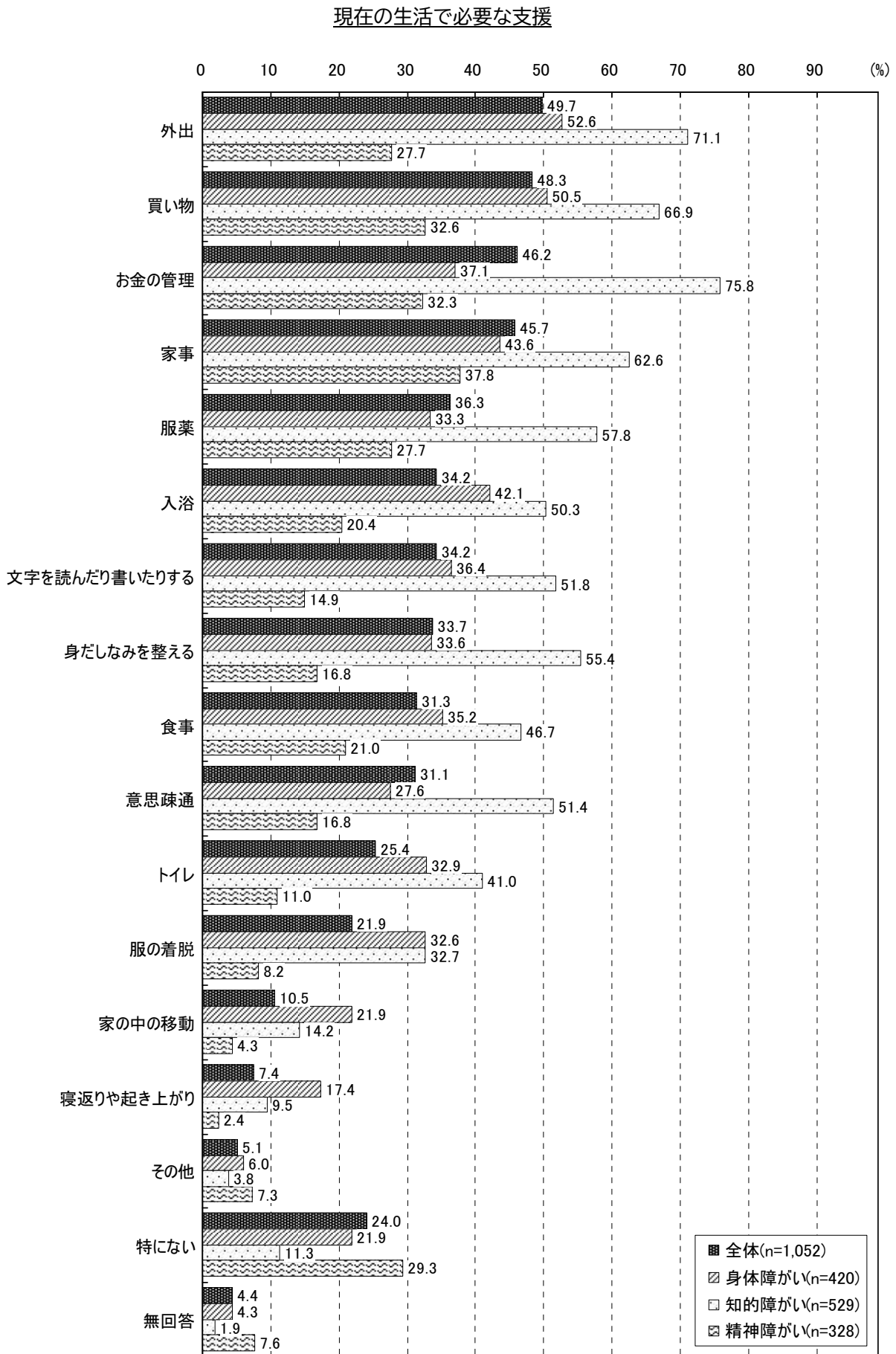
何らかの支援が必要な人は全体の71.6%で、支援を必要とする主な内容は「外出」（49.7%）、「買い物」（48.3%）、「お金の管理」（46.2%）、「家事」（45.7%）などとなっています。また、障がい種別では、特に知的障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、強度行動障がいにおいて、支援が必要であると回答した人の割合が高くなっています。

現在の生活に必要な支援（あてはまるものすべて）

単位：%	全体 (n=1,052)	身体障がい (n=420)	知的障がい (n=529)	精神障がい (n=328)	難病 (n=98)	発達障がい (n=203)	高次脳機能 (n=31)	強度行動 (n=93)
外出	49.7	52.6	71.1	27.7	33.7	57.6	54.8	82.8
買い物	48.3	50.5	66.9	32.6	30.6	60.1	48.4	80.6
お金の管理	46.2	37.1	75.8	32.3	16.3	66.5	54.8	83.9
家事	45.7	43.6	62.6	37.8	23.5	61.1	45.2	77.4
服薬	36.3	33.3	57.8	27.7	19.4	50.2	48.4	82.8
入浴	34.2	42.1	50.3	20.4	23.5	37.9	45.2	71.0
文字を読んだり書いたりする	34.2	36.4	51.8	14.9	17.3	45.8	35.5	72.0
身だしなみを整える	33.7	33.6	55.4	16.8	19.4	46.8	48.4	73.1
食事	31.3	35.2	46.7	21.0	19.4	39.4	41.9	65.6
意思疎通	31.1	27.6	51.4	16.8	15.3	45.8	32.3	75.3
トイレ	25.4	32.9	41.0	11.0	18.4	33.0	25.8	64.5
服の着脱	21.9	32.6	32.7	8.2	21.4	24.1	35.5	48.4
家の中の移動	10.5	21.9	14.2	4.3	9.2	7.9	12.9	12.9
寝返りや起き上がり	7.4	17.4	9.5	2.4	9.2	3.4	16.1	6.5
その他	5.1	6.0	3.8	7.3	8.2	5.4	6.5	5.4
特になし	24.0	21.9	11.3	29.3	42.9	15.8	16.1	5.4
無回答	4.4	4.3	1.9	7.6	8.2	2.0	9.7	1.1

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

第2章 障がい者を取り巻く状況



第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者を取り巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

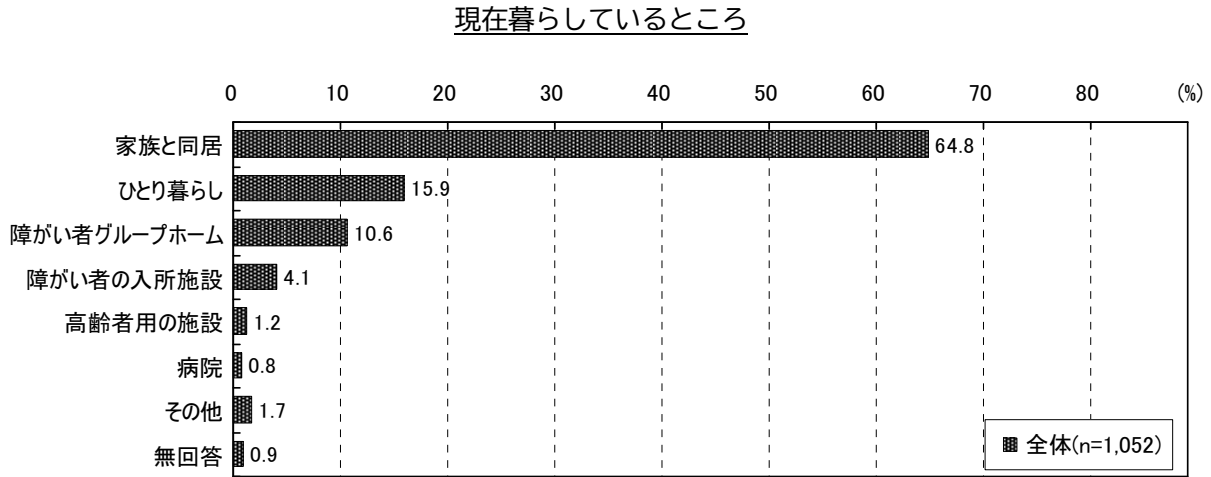
第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

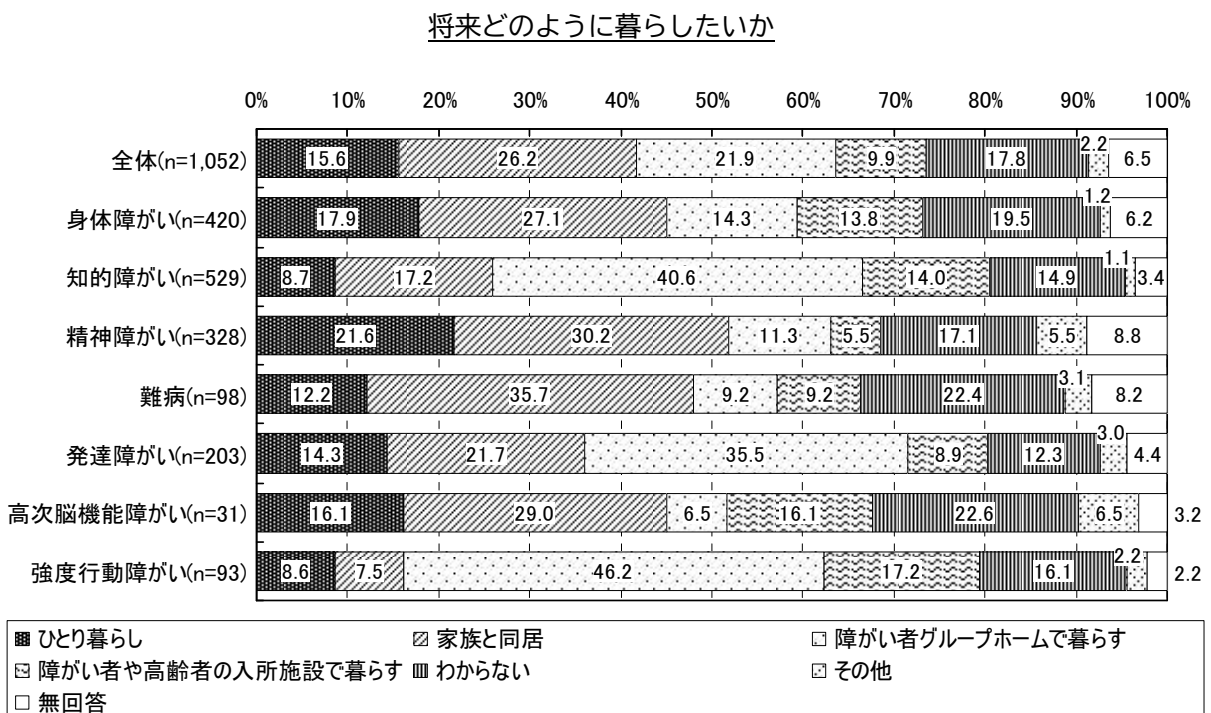
(イ) 現在暮らしているところ

「家族と同居」(64.8%)、「ひとり暮らし」(15.9%)、「障がい者グループホーム」(10.6%)、「障がい者の入所施設」(4.1%)の順となっています。



(ウ) 将来どのように暮らしたいか

「障がい者グループホームで暮らす」と回答した人は全体では21.9%ですが、知的障がい(40.6%)、発達障がい(35.5%)、強度行動障がい(46.2%)で多くみられました。また、現在家族と同居している人のうち19.6%が、「障がい者グループホームで暮らす」と回答しています)。



将来どのように暮らしたいか

単位：%	全体 (n=1,052)	現在暮らしているところ						
		一人暮らし (n=167)	家族と同居 (n=682)	グループホーム (n=112)	入所施設 (n=43)	高齢者施設 (n=13)	病院 (n=8)	その他 (n=18)
ひとり暮らし	15.6	47.9	10.7	6.3	0.0	0.0	12.5	11.1
家族と同居	26.2	6.0	37.8	0.9	2.3	7.7	0.0	5.6
障がい者グループホーム で暮らす	21.9	1.8	19.6	80.4	2.3	0.0	0.0	11.1
障がい者や高齢者の入所 施設で暮らす	9.9	3.6	6.7	4.5	72.1	76.9	50.0	5.6
わからない	17.8	25.7	17.0	6.3	20.9	7.7	25.0	38.9
その他	2.2	5.4	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6
無回答	6.5	9.6	6.2	1.8	2.3	7.7	12.5	22.2

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

(工) 希望する暮らし方を実現するために必要なこと（グラフは次ページ）

全体では、「年金や手当などの充実」(47.9%)が最も多く、次いで「身近な相談体制」(34.0%)、「制度やサービスの情報提供」(28.2%)、「グループホームの充実」(23.5%)、「医療体制の充実」(21.9%)の順となっています。

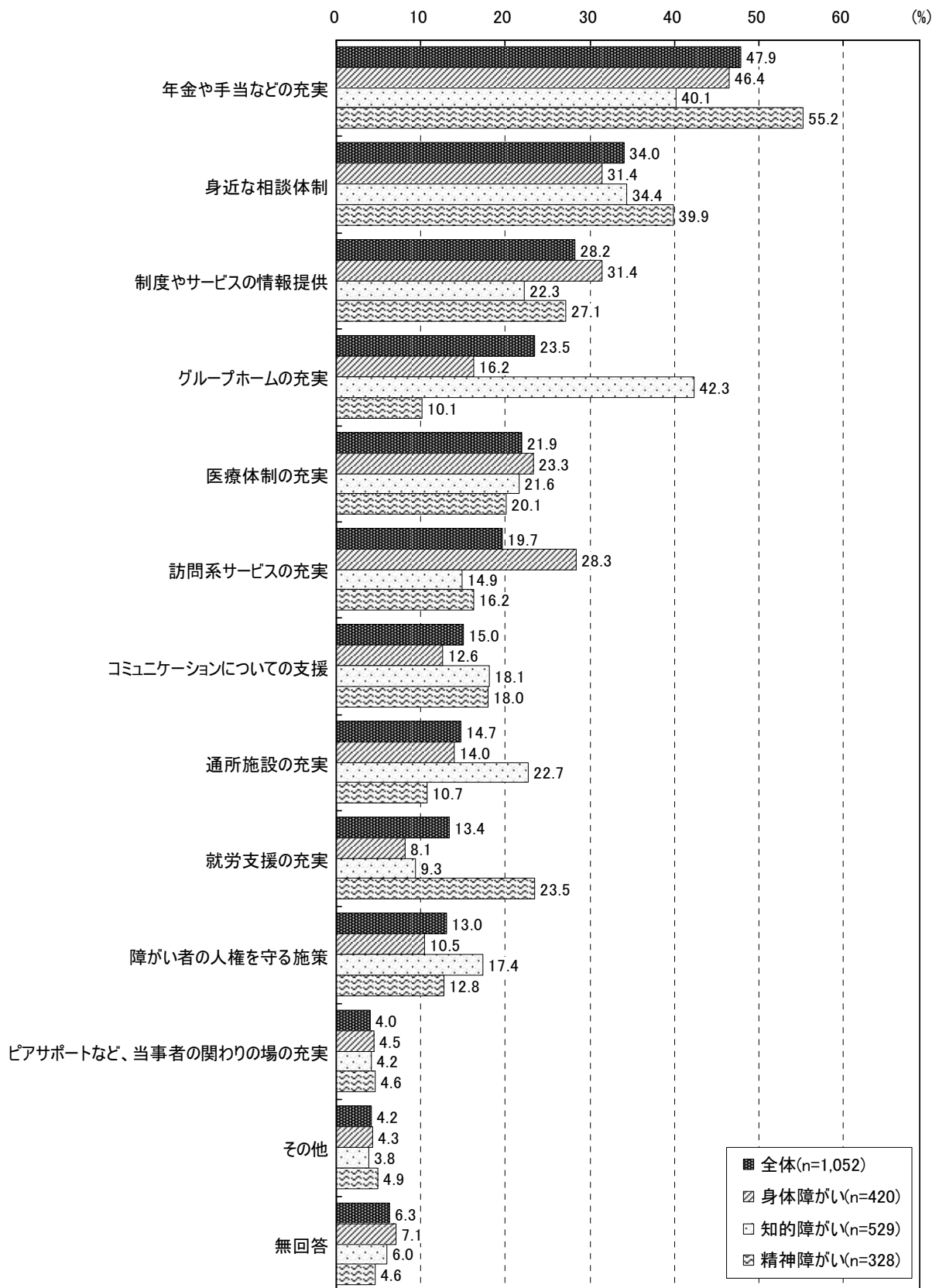
障がい福祉サービスに関しては、「グループホームの充実」と回答した人は、知的障がい(42.3%)、発達障がい(39.9%)、強度行動障がい(48.4%)、で「訪問系サービスの充実」と回答した人は、高次脳機能障がい(32.3%)、「就労支援の充実」は精神障がい(23.5%)で、それぞれ多くみられました。

将来ひとり暮らしを希望する人は、「訪問系サービスの充実」(32.9%)や「就労支援の充実」(23.2%)と回答した割合が高くなっています。

将来家族と同居を希望する人は、「訪問系サービスの充実」(25.0%)や「通所施設の充実」(19.9%)、「就労支援の充実」(15.6%)と回答した割合が高くなっています。

将来グループホームでの暮らしを希望する人は、「通所施設の充実」(19.9%)と回答した割合が高くなっています。

将来の暮らしを実現するために必要なこと（あてはまるもの3つ）



第2章 障がい者を取り巻く状況

将来の暮らしを実現するために必要なこと

単位：％	全体 (n=1,052)	身体障がい (n=420)	知的障がい (n=529)	精神障がい (n=328)	難病 (n=98)	発達障がい (n=203)	高次脳機能 (n=31)	強度行動 (n=93)
年金や手当などの充実	47.9	46.4	40.1	55.2	50.0	47.3	38.7	33.3
身近な相談体制	34.0	31.4	34.4	39.9	24.5	34.0	35.5	26.9
制度やサービスの情報提供	28.2	31.4	22.3	27.1	36.7	25.6	32.3	25.8
グループホームの充実	23.5	16.2	42.3	10.1	11.2	39.9	12.9	48.4
医療体制の充実	21.9	23.3	21.6	20.1	38.8	19.7	22.6	24.7
訪問系サービスの充実	19.7	28.3	14.9	16.2	19.4	11.8	32.3	14.0
コミュニケーションについての支援	15.0	12.6	18.1	18.0	8.2	20.7	9.7	22.6
通所施設の充実	14.7	14.0	22.7	10.7	10.2	17.2	16.1	17.2
就労支援の充実	13.4	8.1	9.3	23.5	12.2	20.7	19.4	7.5
障がい者の人権を守る施策	13.0	10.5	17.4	12.8	11.2	17.2	6.5	31.2
ピアサポートなど、当事者の関わり場の充実	4.0	4.5	4.2	4.6	3.1	3.9	9.7	4.3
その他	4.2	4.3	3.8	4.9	7.1	4.4	3.2	3.2
無回答	6.3	7.1	6.0	4.6	8.2	1.5	6.5	2.2

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

単位：％	全体 (n=1,052)	現在暮らしているところ					
		一人暮らし (n=164)	家族と同居 (n=276)	グループホーム (n=230)	入所施設 (n=104)	わからない (n=187)	その他 (n=23)
年金や手当などの充実	47.9	57.3	61.2	33.9	40.4	44.4	60.9
身近な相談体制	34.0	46.3	34.1	25.2	34.6	36.4	47.8
制度やサービスの情報提供	28.2	31.7	32.2	20.0	33.7	31.0	8.7
グループホームの充実	23.5	3.0	5.8	77.8	12.5	15.5	8.7
医療体制の充実	21.9	22.0	26.4	19.1	28.8	18.2	26.1
訪問系サービスの充実	19.7	32.9	25.0	7.0	8.7	24.6	21.7
コミュニケーションについての支援	15.0	10.4	9.4	16.5	33.7	15.5	26.1
通所施設の充実	14.7	5.5	19.9	20.0	20.2	10.2	4.3
就労支援の充実	13.4	23.2	15.6	6.1	2.9	15.5	21.7
障がい者の人権を守る施策	13.0	9.1	10.5	17.0	20.2	15.0	8.7
ピアサポートなど、当事者の関わり場の充実	4.0	3.7	2.9	3.9	4.8	5.9	13.0
その他	4.2	1.8	2.9	1.7	6.7	9.1	8.7
無回答	6.3	2.4	2.2	8.7	2.9	2.7	4.3

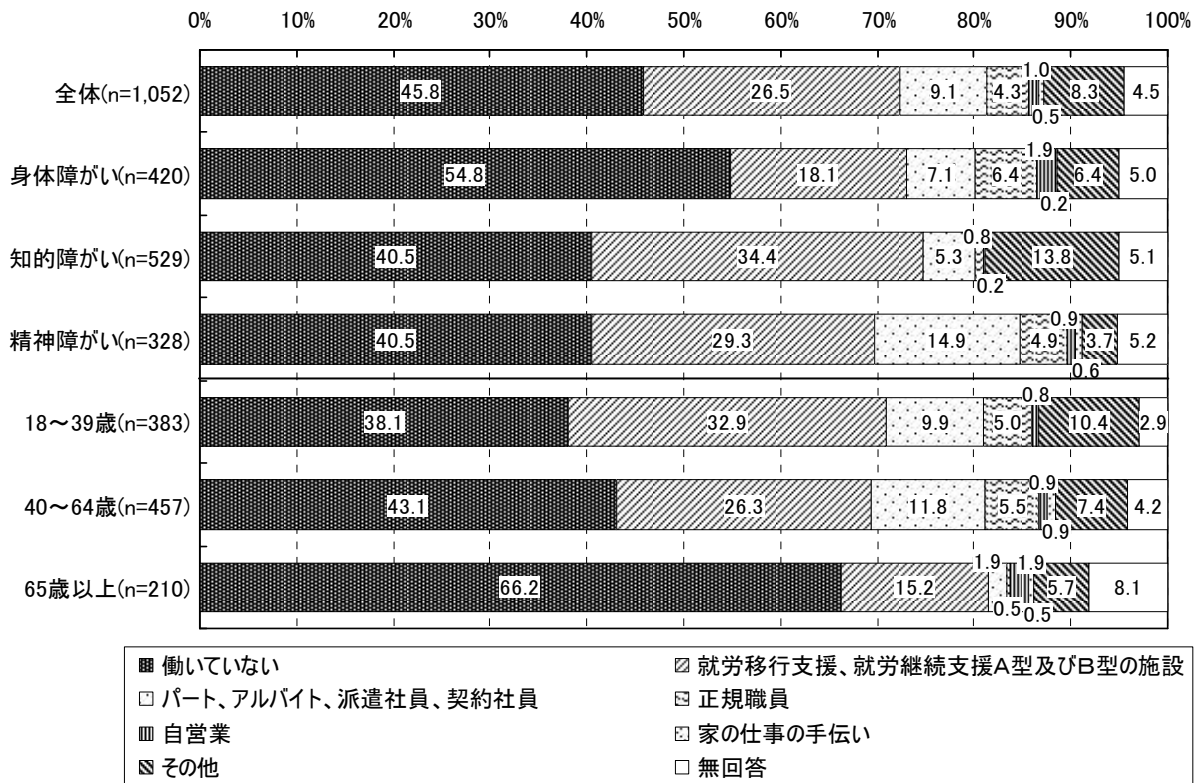
※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

(オ) 現在の就労状況（グラフは次ページ）

全体では、何らかの形で働いている人は49.7%で、働いていない人が45.8%となっています。内容別にみると、「就労移行支援、就労継続支援A型及びB型の施設」（26.5%）、「パート、アルバイト、派遣社員、契約社員」（9.1%）、「正規職員」（4.3%）の順となっています。

年齢別にみると、「就労移行支援、就労継続支援A型及びB型の施設」は年齢が若いほど、「働いていない」は年齢が高いほど多くみられます。

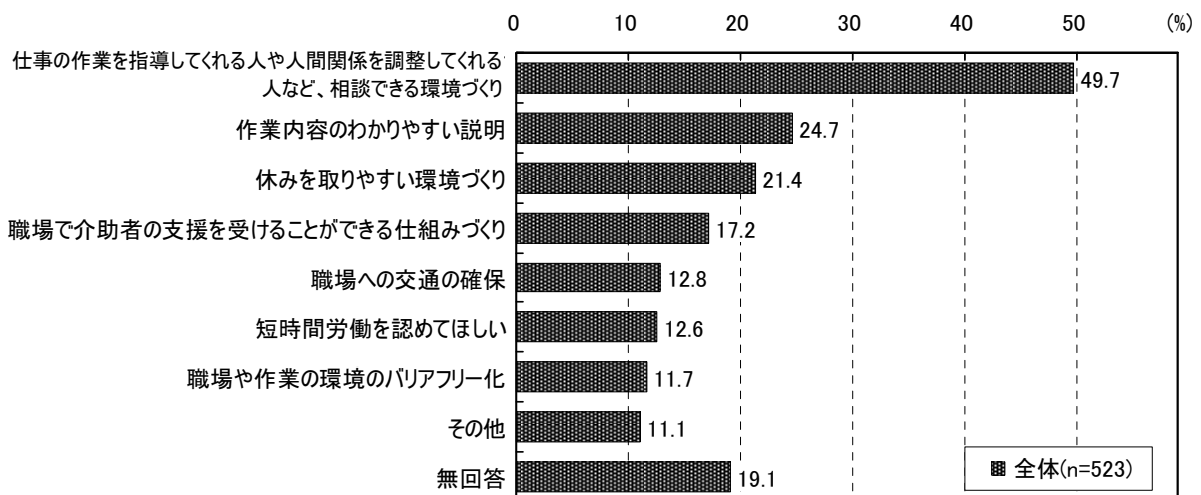
現在の就労状況



(カ) 現在の仕事に必要な支援

「仕事の作業を指導してくれる人や人間関係を調整してくれる人など、相談できる環境づくり」(49.7%) が最も多く、次いで「作業内容のわかりやすい説明」(24.7%)、「休みを取りやすい環境づくり」(21.4%)、「職場で介助者の支援を受けることができる仕組みづくり」(17.2%) などとなっています。

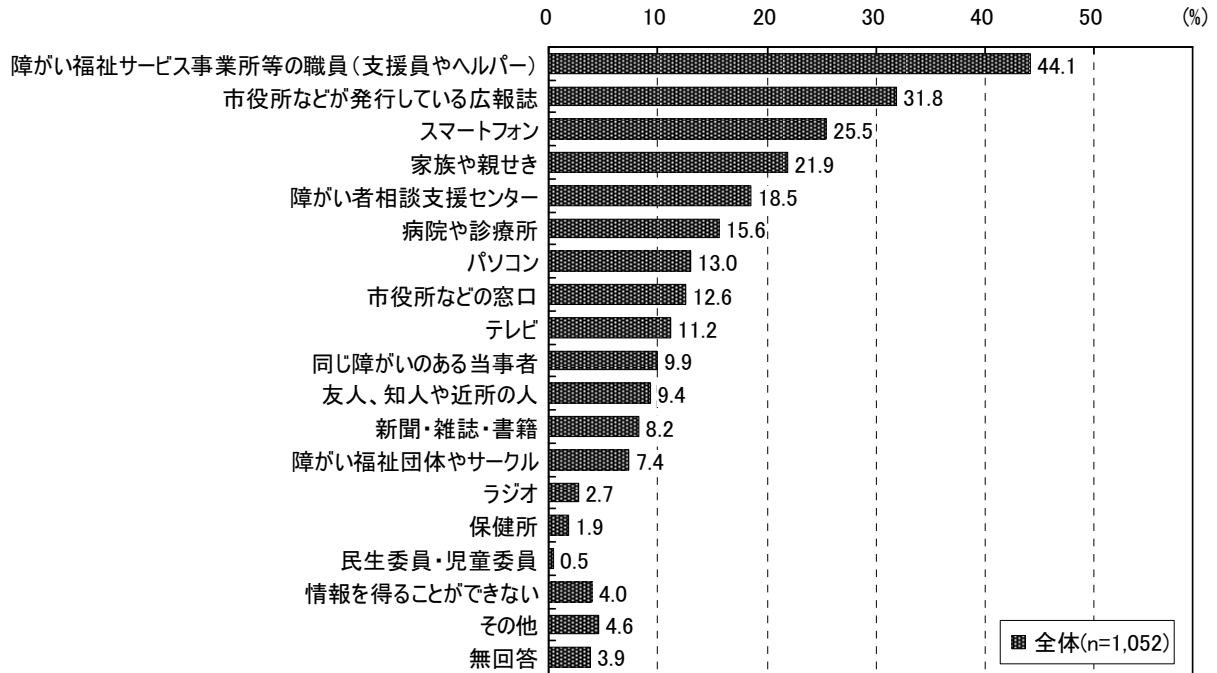
現在の仕事に必要な支援 (あてはまるもの3つ)



(キ) サービスに関する情報の入手方法

「障がい福祉サービス事業所等の職員（支援員やヘルパー）」（44.1%）が最も多く、次いで「市役所などが発行している広報誌」（31.8%）、「スマートフォン」（25.5%）、「家族や親せき」（21.9%）、「障がい者相談支援センター」（18.5%）の順となっています。

サービスに関する情報の入手方法（あてはまるものすべて）



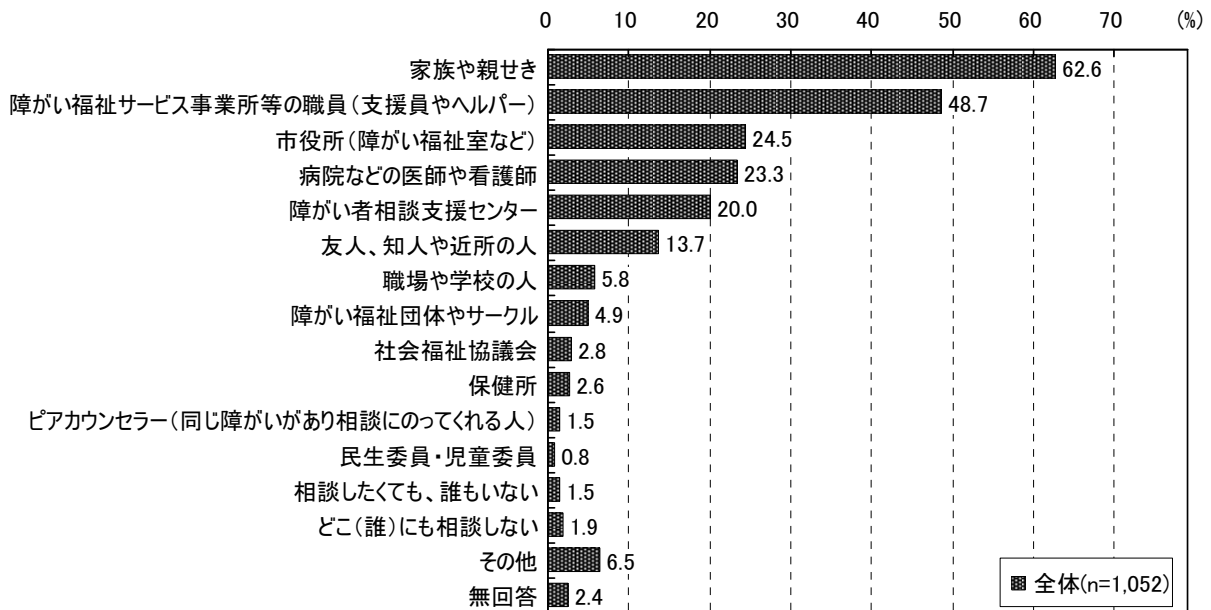
単位：%	全体 (n=1,052)	身体障がい (n=420)	知的障がい (n=529)	精神障がい (n=328)	18歳~39歳 (n=383)	40歳~64歳 (n=457)	65歳~74歳 (n=113)	75歳以上 (n=97)
障がい福祉サービス事業所等の職員	44.1	42.9	58.2	37.5	46.2	44.6	45.1	32.0
市役所などが発行している広報誌	31.8	33.8	22.1	28.0	23.8	32.4	43.4	48.5
スマートフォン	25.5	22.6	14.6	35.1	33.7	25.2	15.9	6.2
家族や親せき	21.9	23.6	25.3	16.2	32.1	14.7	15.9	20.6
障がい者相談支援センター	18.5	19.5	23.3	20.1	21.9	19.7	8.8	11.3
病院や診療所	15.6	12.1	8.9	30.2	15.4	18.2	8.8	12.4
パソコン	13.0	13.3	5.7	18.3	13.8	15.3	8.8	4.1
市役所などの窓口	12.6	12.6	14.4	13.1	11.2	15.8	8.0	9.3
テレビ	11.2	15.2	7.6	9.5	7.3	11.4	19.5	16.5
同じ障がいのある当事者	9.9	12.9	9.5	9.5	12.0	10.9	4.4	3.1
友人、知人や近所の人	9.4	10.2	8.5	7.9	12.0	7.4	7.1	11.3
新聞・雑誌・書籍	8.2	9.5	4.0	9.1	4.7	8.3	15.9	12.4
障がい福祉団体やサークル	7.4	7.9	11.2	3.0	8.9	6.8	8.8	3.1
ラジオ	2.7	5.2	0.0	1.5	0.3	2.8	6.2	7.2
保健所	1.9	2.1	1.1	2.1	1.3	2.2	1.8	3.1
民生委員・児童委員	0.5	0.7	0.4	0.3	0.0	0.4	1.8	1.0
情報を得ることができない	4.0	4.5	4.0	3.7	3.1	4.6	1.8	7.2
その他	4.6	3.8	5.1	5.8	3.4	4.6	8.8	4.1
無回答	3.9	3.8	4.7	3.0	2.6	3.5	3.5	11.3

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

(ク) 困ったときの相談先

困ったときの相談先として、「家族や親せき」(62.6%)が最も多く、次いで「障がい福祉サービス事業所等の職員(支援員やヘルパー)」(48.7%)、「市役所(障がい福祉室など)」(24.5%)、「病院などの医師や看護師」(23.3%)、「障がい者相談支援センター」(20.0%)の順となっています。

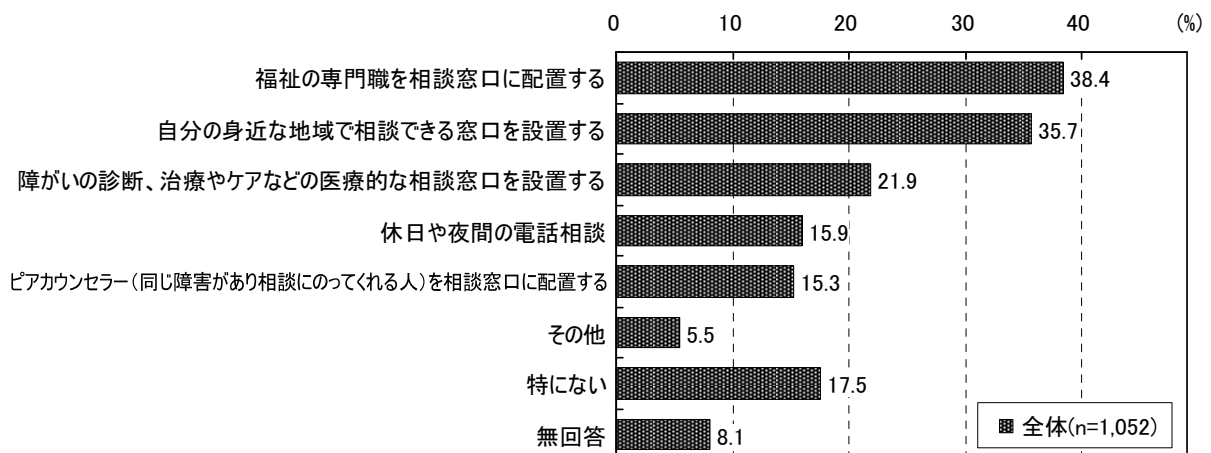
困ったときの相談先(あてはまるものすべて)



(ケ) 相談支援体制に希望すること

相談支援体制に希望することは、「福祉の専門職を相談窓口配置する」(38.4%)、「自分の身近な地域で相談できる窓口を設置する」(35.7%)、「障がいの診断、治療やケアなどの医療的な相談窓口を設置する」(21.9%)となっています。

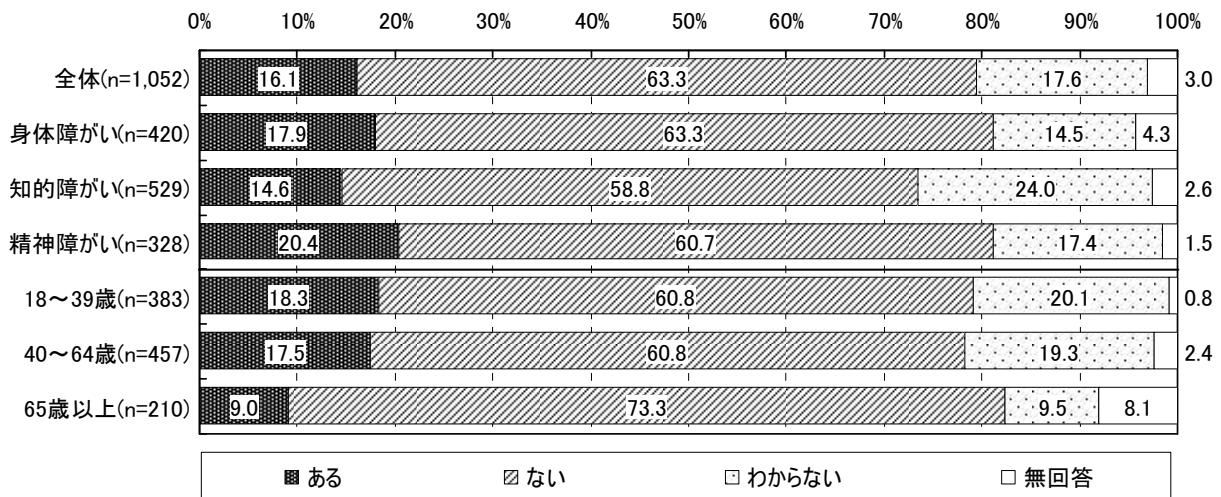
相談支援体制に希望すること(あてはまるものすべて)



(コ) 障がいがあることで差別を受けたり偏見を感じた経験

最近3年以内に、正当な理由なく、障がいを理由として拒否されたり、場所や時間帯などを制限されたり、障がいのない人にはつけない条件をつけられたりするなどの差別を受けたり、偏見を感じた経験がある人は16.1%となっています。

障がいがあることで差別を受けたり偏見を感じた経験



第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者を取り巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

(2) 第3期障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート

ア 調査方法と回収状況

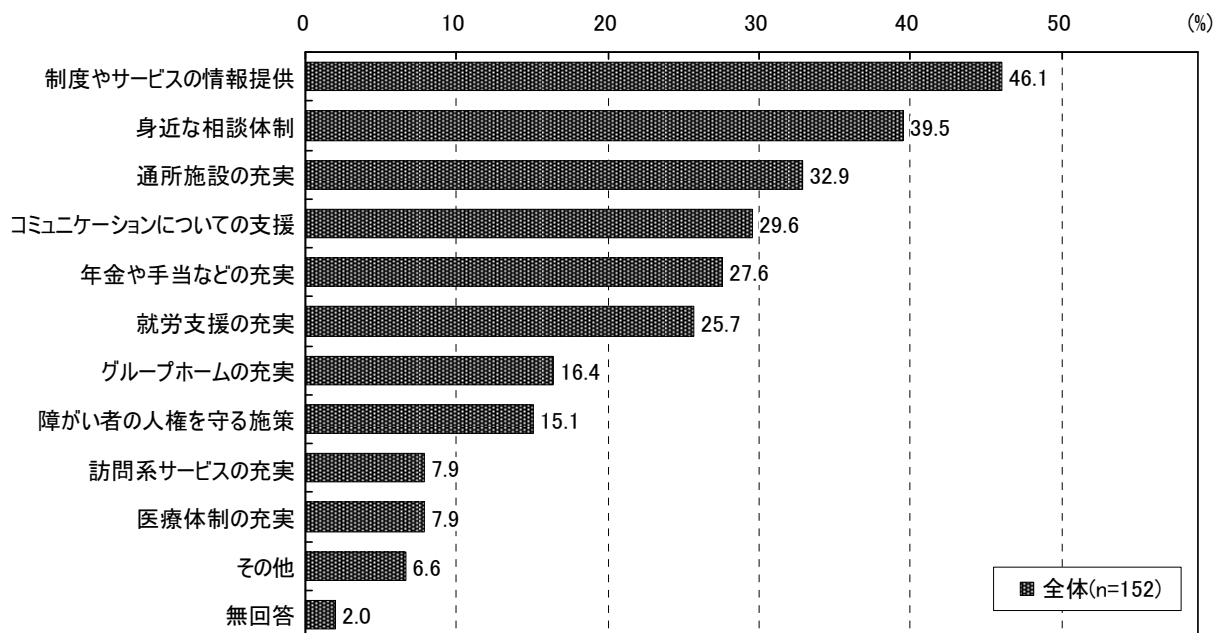
調査対象	令和5年(2023年)5月現在、通所受給者証または身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方の中から無作為抽出
調査方法	郵送による配付・回収、WEB回答フォームによる回答を併用
調査期間	令和5年(2023年)5～6月
回収状況	配布数：300件 有効回答数：152件(調査票用紙による回答127件、WEB回答25件) 有効回答率：50.7%

イ 調査結果の概要

(ア) 希望する暮らし方を実現するために必要なこと

「制度やサービスの情報提供」(46.1%)が最も多く、次いで「身近な相談体制」(39.5%)、「通所施設の充実」(32.9%)、「コミュニケーションについての支援」(29.6%)、「年金や手当などの充実」(27.6%)、「就労支援の充実」(25.7%)の順で多くみられます。

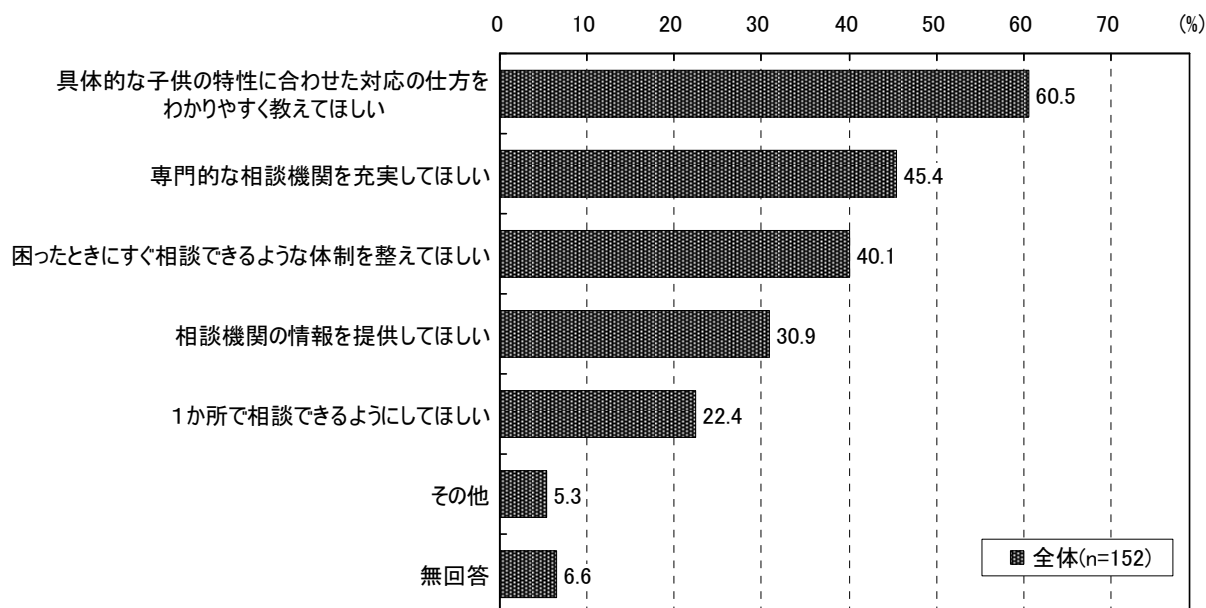
希望する暮らし方を実現するために必要なこと(あてはまるもの3つ)



(イ) 療育に関する相談について望むこと

「具体的な子供の特性に合わせた対応の仕方をわかりやすく教えてほしい」(60.5%)、「専門的な相談機関を充実してほしい」(45.4%)、「困ったときにすぐ相談できるような体制を整えてほしい」(40.1%)、「相談機関の情報を提供してほしい」(30.9%)、「1か所で相談できるようにしてほしい」(22.4%)の順に多くみられます。

療育に関する相談について望むこと (あてはまるもの3つ)



(ウ) 乳幼児期の健診や療育に関して望むこと (グラフは次ページ)

「障がい特性の診断が受けられる医療体制を整えてほしい」(44.7%)、「福祉サービスや療育についての情報を提供し、わかりやすい説明をしてほしい」(44.1%)、「健診結果をもとにした具体的な手立てがわかる説明をしてほしい」(36.2%)、「困ったときにすぐ相談できるような体制を整えてほしい」と「保護者自身や家族の相談、支援体制を充実してほしい」がそれぞれ29.6%と多くなっています。

第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者を取り巻く状況

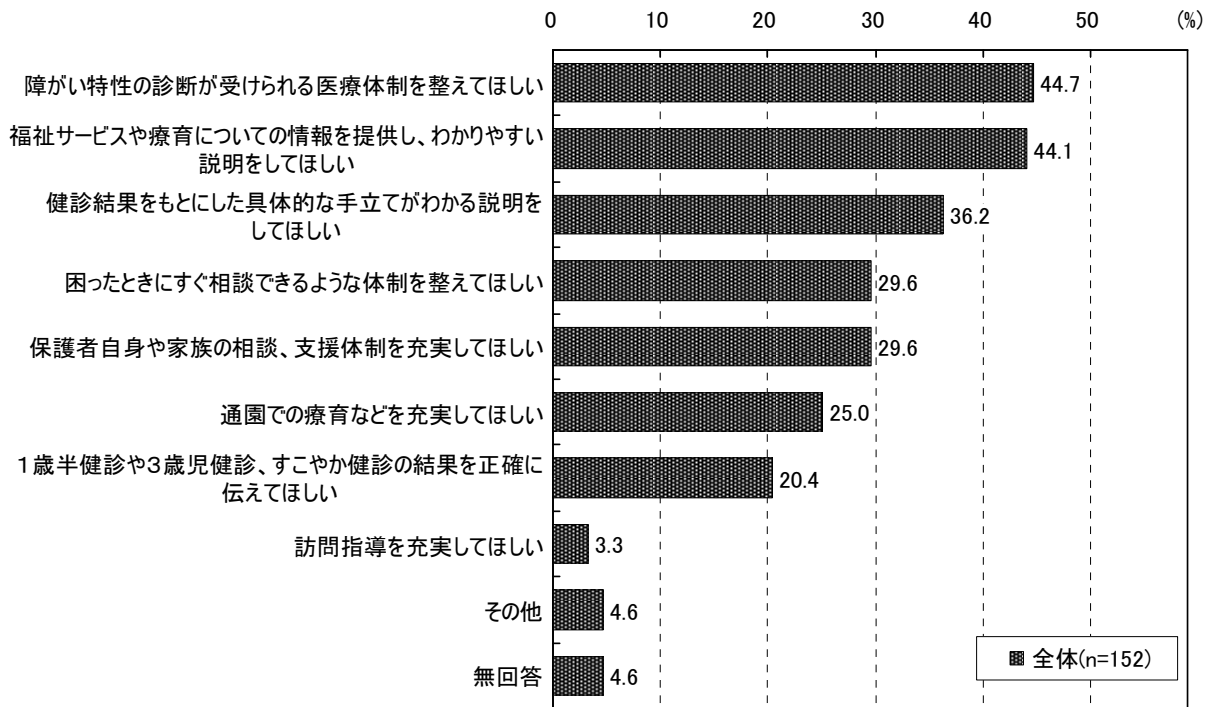
第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

乳幼児期の健診や療育に関して望むこと（あてはまるもの3つ）

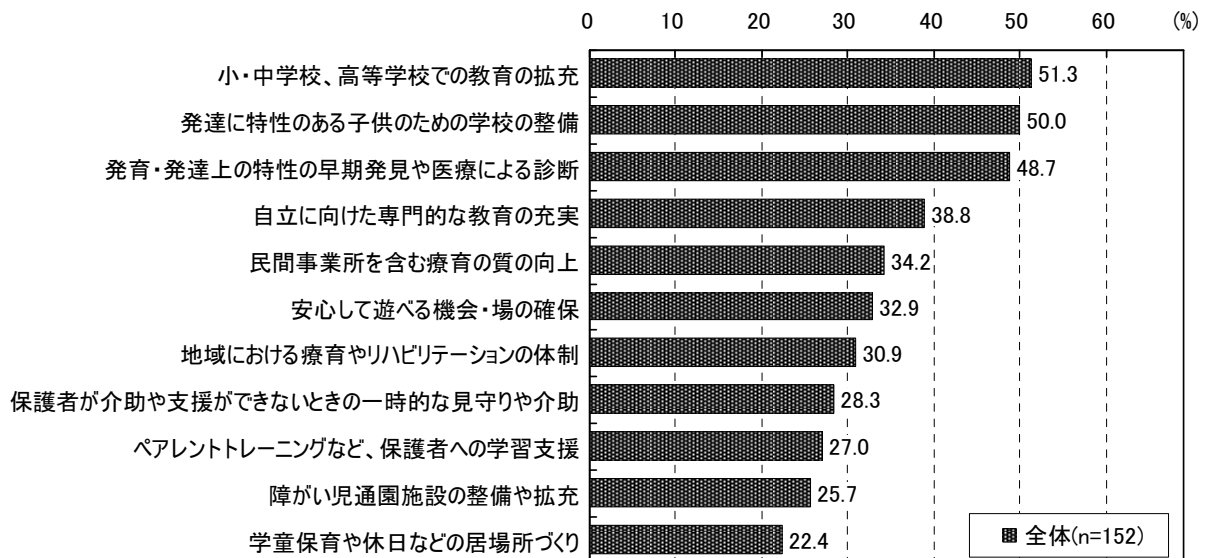


(工) 障がいや発達に特性のある子供のための施策やサービスなどで、特に充実が必要なもの

「小・中学校、高等学校での教育の拡充」(51.3%)、「発達に特性のある子供のための学校の整備」(50.0%)、「発育・発達上の特性の早期発見や医療による診断」(48.7%)と多くなっています。

障がいや発達に特性のある子供のための施策やサービスなどで、特に充実が必要なもの

(あてはまるものすべて)

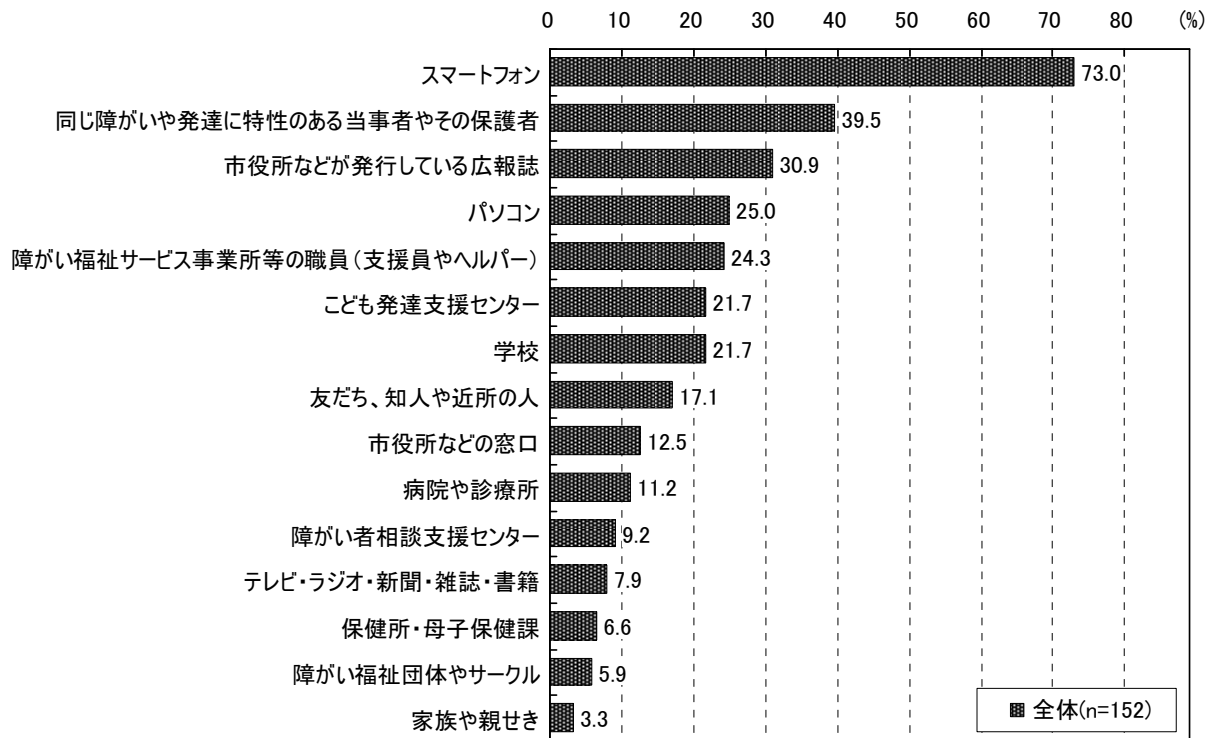


※上位11項目

(オ) 保健や福祉サービスに関する情報入手先

「スマートフォン」(73.0%)が最も多く、次いで「同じ障がいや発達に特性のある当事者やその保護者」(39.5%)、「市役所などが発行している広報誌」(30.9%)、「パソコン」(25.0%)、「障がい福祉サービス事業所等の職員(支援員やヘルパー)」(24.3%)、「こども発達支援センター」や「学校」がそれぞれ21.7%の順となっています。

保健や福祉サービスに関する情報入手先 (あてはまるものすべて)

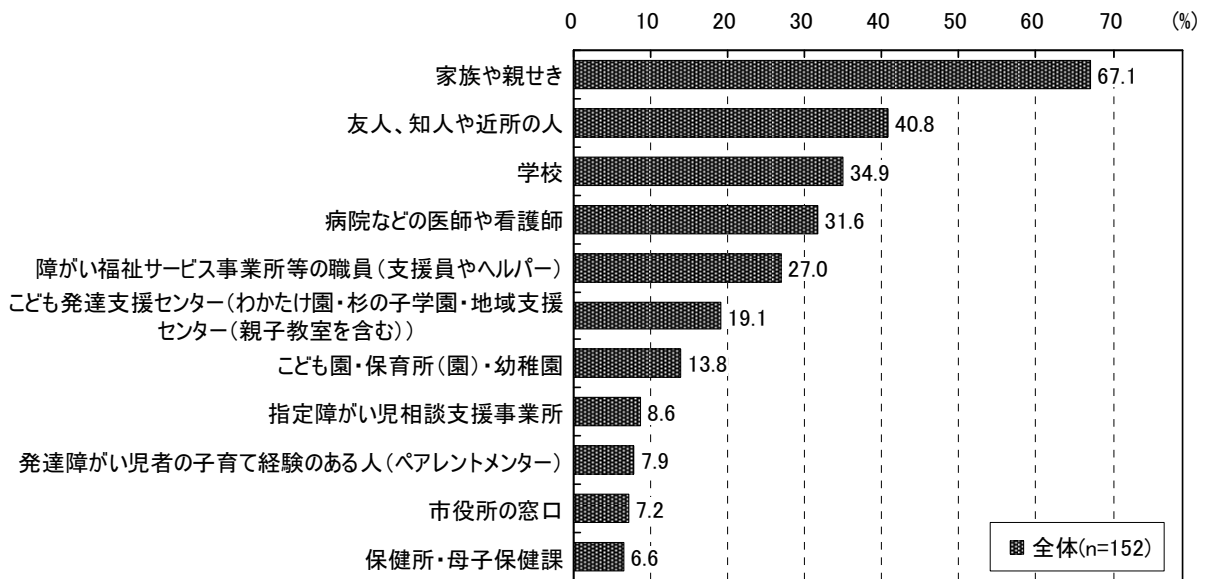


※上位15項目

(カ) 困ったときの相談先 (グラフは次ページ)

困ったときの相談先として、「家族や親せき」(67.1%)が最も多く、次いで「友人、知人や近所の人」(40.8%)、「学校」(34.9%)、「病院などの医師や看護師」(31.6%)、「障がい福祉サービス事業所等の職員(支援員やヘルパー)」(27.0%)の順となっています。

困ったときの相談先（あてはまるものすべて）

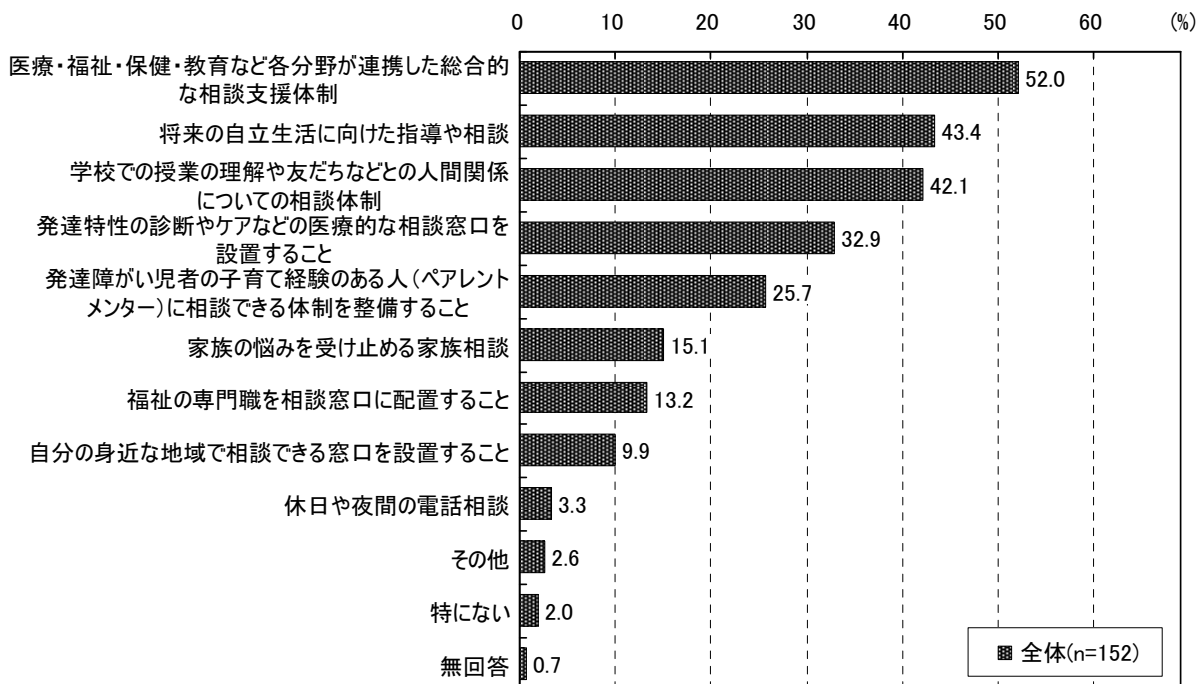


※上位11項目

（キ）相談支援体制に希望すること

相談支援体制に希望することとして、「医療・福祉・保健・教育など各分野が連携した総合的な相談支援体制」（52.0%）が最も多く、次いで「将来の自立生活に向けた指導や相談」（43.4%）、「学校での授業の理解や友だちなどとの人間関係についての相談体制」（42.1%）、「発達特性の診断やケアなどの医療的な相談窓口を設置すること」（32.9%）、「発達障がい児者の子育て経験のある人（ペアレントメンター）に相談できる体制を整備すること」（25.7%）の順となっています。

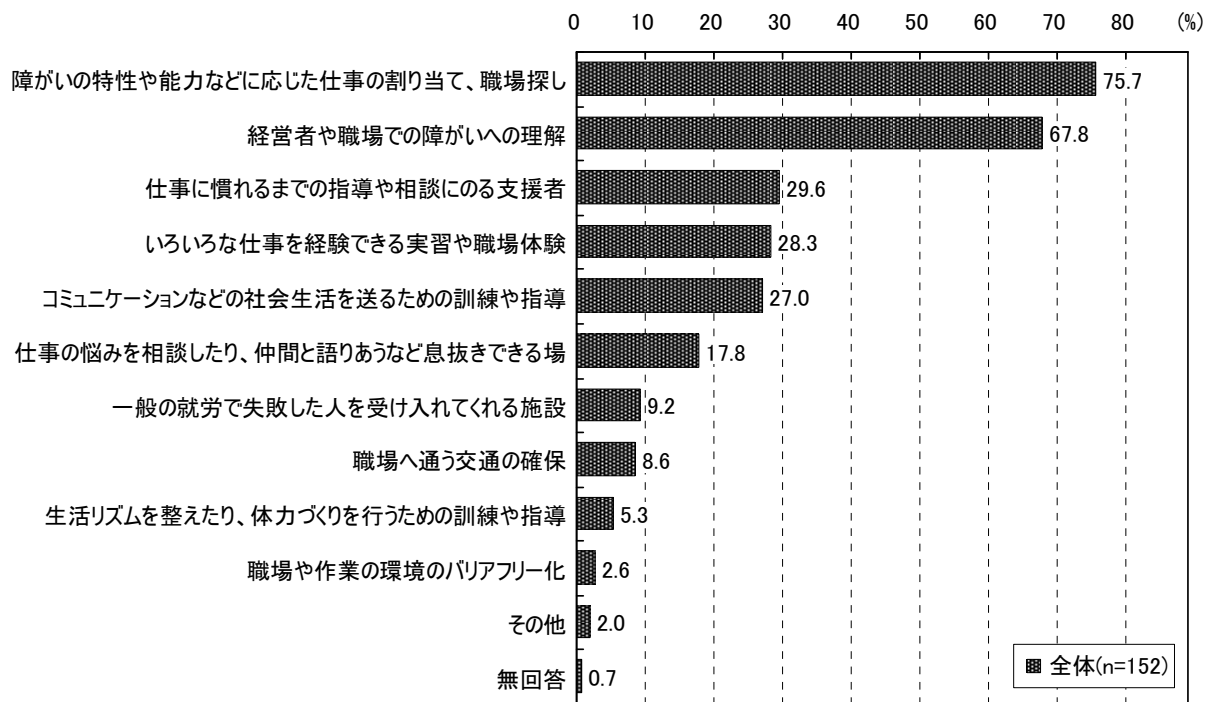
相談支援体制に希望すること（あてはまるもの3つ）



(ク) 障がいや発達に特性がある人が一般の就労で働き続けるために必要なこと

「障がいの特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し」(75.7%)が最も多く、次いで「経営者や職場での障がいへの理解」(67.8%)、「仕事に慣れるまでの指導や相談にのる支援者」(29.6%)、「いろいろな仕事を経験できる実習や職場体験」(28.3%)、「コミュニケーションなどの社会生活を送るための訓練や指導」(27.0%)の順となっています。

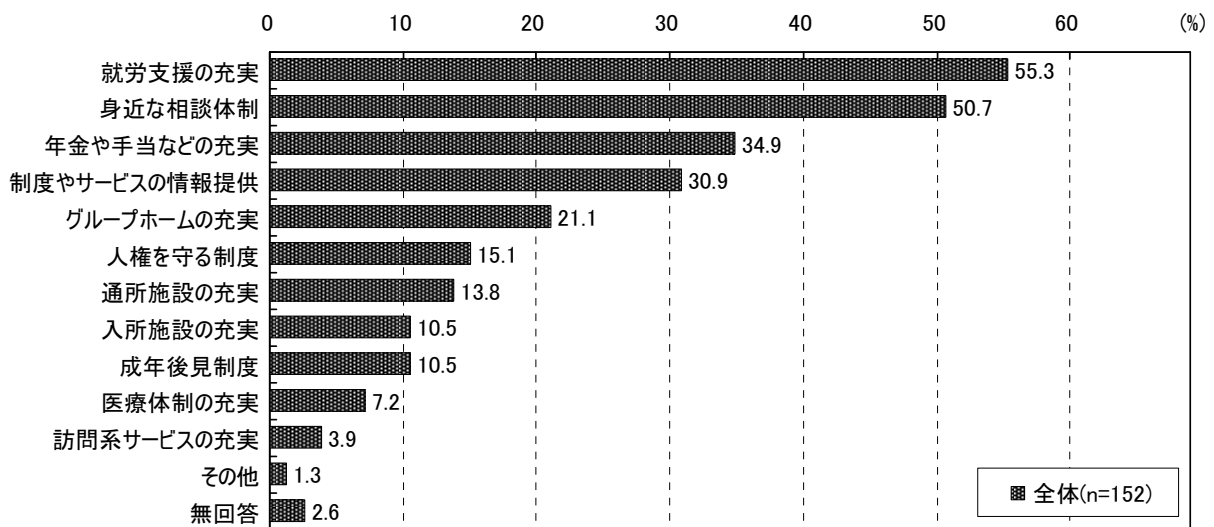
障がいや発達に特性がある人が一般の就労で働き続けるために必要なこと (あてはまるもの3つ)



(ケ) 将来の暮らしのために必要なこと (グラフは次ページ)

「就労支援の充実」(55.3%)が最も多く、次いで「身近な相談体制」(50.7%)、「年金や手当などの充実」(34.9%)、「制度やサービスの情報提供」(30.9%)、「グループホームの充実」(21.1%)の順となっています。

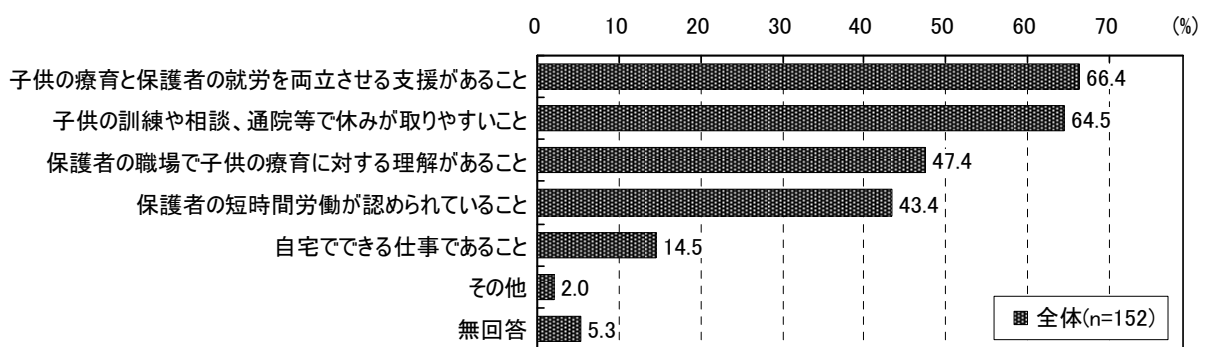
将来の暮らしのために必要なこと（あてはまるもの3つ）



(コ) 保護者の就労に関して必要な支援

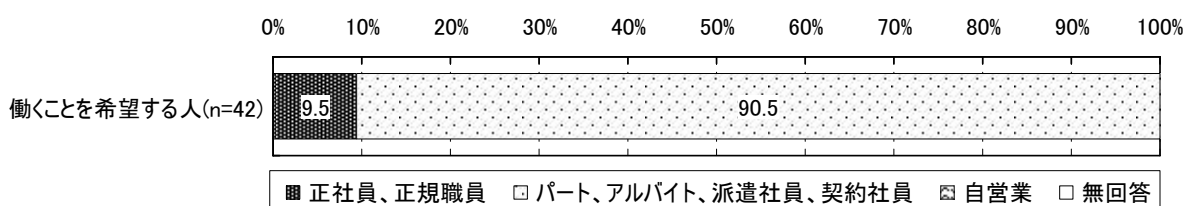
「子供の療育と保護者の就労を両立させる支援があること」(66.4%)が最も多く、次いで「子供の訓練や相談、通院等で休みが取りやすいこと」(64.5%)、「保護者の職場で子供の療育に対する理解があること」(47.4%)、「保護者の短時間労働が認められていること」(43.4%)の順となっています。

保護者の就労に関して必要な支援（あてはまるもの3つ）



就労していない保護者（回答者全体の40.8%）のうち、働くことを希望する人（回答者全体の67.7%）の希望する勤務形態として、「パート、アルバイト、派遣社員、契約社員」は90.5%となっています。

働くことを希望する人が希望する勤務形態



(3) 障がい当事者等からの意見聴取

ア 当事者団体ヒアリング調査における主な意見聴取内容

*令和5年(2023年)6~7月に実施。8団体から回答

(ア) 暮らし方を自分で選び、自由に暮らしていくためにあればいいと思うもの

a 基盤整備・人材確保に関して

○障がい者の主体的な選択を可能にするために、あらゆる活動において、障がい特性、ライフステージ、体力、体調など個別の必要性に対応可能な多様できめ細かな支援が不可欠。緊急時においては平素以上に専門性の高い支援が求められる。そのためには、国の制度にとらわれない、障がい者一人ひとりに応じた支援を可能にする仕組みづくりが必要。

○24時間重度訪問介護の充実を図り、地域で安心した単身生活が行えるよう体制が必要。

○医療的ケアが必要な重症心身障がい児者にとって、短期入所、日中一時、日中活動の場を身近な所で利用できるように整備が必要。訪問看護・訪問診療等、24時間往診できる体制があり、在宅療養支援を提供できる役割を持つ重症心身障がい児者の施設(拠点)が必要。

○居宅支援、移動支援は、慢性的なヘルパーの人材不足により、支給時間がありながらサービスを受けられないことが多々あり、ヘルパーの人材確保は急務。事業所だけの努力では解決しない。行政の支援が必要不可欠。

○障がいのある人の家族の8050問題は深刻。グループホームなど地域での暮らしの場の確保は喫緊の課題。

○レスパイトの充実。居宅支援での柔軟な支援、拡充をしてもらいたい。

b 理解促進、権利擁護に関して

○障がい者への地域社会の理解が重要なことは言うまでもないが、困難さが伴うことも事実。当事者の実態を地域社会に伝えていく努力は、当事者や家族、関係者だけでなく行政の力強い協力が必要。

○暮らしのすべての場面において、単なるサービスとしての支援ではなく、障がい者の権利を守り、活かすための支援が不可欠。障がい者の権利をベースにした支援が可能な職員の確保、育成も早急に必要。

(イ) 障がい者相談支援センターの利用について**a センターを利用して感じたこと**

- サービスを利用しなかったことで、相談ができてよかった。
- 一人暮らしをするための道筋をつけていただいた。
- 自宅の近くで夕方に対応していただき、助かった。
- 相談に行き、協力はしてくれたが、結局自分で事業所を探した。

b どうなればセンターを利用してみようと思うか

- アクセスの良い場所にあり、どのような相談ができるか等がわかればよい。
- 窓口では相談がしにくいので相談室があればよい。
- 医療的ケアの必要な重症心身障がい児者に対応できる相談員を増やし、研修を望む。
- 相談員に視覚障がい者のことの知識や日常生活のことを理解している方、ガイドヘルパー資格を持っている方がいれば相談する。

(ウ) 障がい児・者等が暮らしやすくなるために必要なこと

- 重度訪問介護を24時間使える制度を作してほしい。ヘルパーの事業所間の引き継ぎに報酬が出るようにしてほしい。
- 市として高次脳機能障がいのある方の実態把握を進めるとともに、吹田市民病院においても診断を下せる医師を招いて現状を知ってもらい、診断に来てもらうなど、体制を整えるための対策をしてほしい。
- 乳幼児期の療育について、吹田市で積み重ねられてきた専門性をこれまで以上に継続していく必要がある。専門的知見を持った職員による療育、相談支援がどの事業所を利用していても提供されるとの前提が不可欠。そのため、療育における専門性を吹田市が担保していくことが必要。
- 知的障がい者の高齢化、重度化が急速に進み、老障介護という実態が増加している。暮らしの場不足や日中活動の選択肢の少なさが、さらに困難さを助長している。このことを直視した施策も必要。
- あらゆる福祉事業において、職員不足が大きな問題に。各事業者での工夫だけでは解決できない以上、市として早急で効果的な対策を講じる必要がある。
- 社会的障壁の除去。ハード面のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進と、偏見や無理解から、心の中にあるバリアなくすソフト面の「心のバリアフリー」。
- 障がい者が一人で生きていくには生活の支援、人とのつながり、見守り等、人の手助けが必須。
- 障がい者との交流の場を積極的に推進してもらえたらと思う。

イ 事業所ヒアリング調査における主な意見聴取内容

*令和5年(2023)年6～7月に実施。108事業所から回答

(ア) 人材確保の状況と事業所における取組

a 人材確保の状況

○人材確保を「予定どおり確保できている」事業所は40.7%で、「予定どおりには確保できていない」事業所は58.3%。

○予定通り人材確保ができていない事業所については、そのほとんどが専門性を高めるための研修、多職種間（相談員、ヘルパー、医療職など）の連携、多様な方法による積極的な採用活動に取り組んでいる。

b 人材確保をより進めるための要素

○働く者に魅力ある条件整備（給与、勤務時間、休暇等）が必要。

○キャリアプランに沿って成長できそうな職場の環境づくり、職員間でコミュニケーションがとれ、働きやすい環境を整える。

○就職後の定着支援が大切だと実感している。

○介護負担の軽減につながる介護機器の導入がより進めば。

○福祉職員の社会的地位の向上。中高生等、学生を中心にした福祉職への理解促進。

○福祉関係に求職者が興味・関心が持てるように行政からの発信。

○サービス管理責任者や初任者研修の期間短縮。研修頻度や枠を増やすことによって既に入職しているスタッフの資格取得機会を増やす。

○人材確保、資質向上のための費用補助。

(イ) 重度障がい児・者等の受入について

a 受入の状況

○重度障がい児・者等の受入を行っている事業所は58.3%。

b 受入を促進するために必要なこと

○第一に人材不足を解消することが重要。人材を豊富にすることで、マンツーマン対応が必要な利用者の対応もできるようになる。

○突発的、衝動的な動きや自傷、他傷で自己表現される方もいるので、その人たちに寄り添いながら、活動参加を促していくためにも、職員体制の手厚さは欠かせない。

○小児の発達支援に精通した専門職の増加・人材確保、専門職教育課程での小児分野についての教育・実習の充実。

- 個別対応ができるようなスペース。身体的に重度な方に対応可能な送迎車など。
- 車いすの人、飛び回る人と様々な方がいるので、空間の広さも必要。
- 個別のこだわりや特性に対する理解と適切な対応の共有。
- 支援者の経験を共有できる仕組みを充実させることも重要。
- 医療機関など各関係機関との連携が必要。
- 介護負担軽減のための介護機器の導入。
- 重度障がい児・者を受け止められる生活の場がなければ、市外の入所施設等に行かざるを得ない。家族との関係が限界となる前に、支援を受けながらも自立して生活できる場が必要。

(ウ) 障がい児・者等が暮らしやすくなるために必要なこと

- 障がい児、障がい者の主体性を高めて行けるような教育や福祉を充実させる。必要な社会資源を適切に使うことのできる支援が必要。
- 生きにくさを感じている人は、外に出ることを拒否する傾向があるので、外に出なくても受けることができるサービス、自然と外に出ることを促せるサービス等の構築が必要。
- 強度行動障がい者の受入の場を増加させること。専門的な知識を向上させ、一人ひとりに合った支援を行うことで、よりよい生活に結び付けたい。
- 気軽にすぐに相談できる機関の数や専門的な職員の確保、療育機関の数や教室の数を増やす。
- 情報伝達が難しい利用者の意向を理解する力を持ち、それを適切な範囲で実現することのできる職員の力。施設周辺の住民に対して、協調できる力を持つ職員。
- 介護職員のサービスの質を向上させる機会の獲得が必要。社会的な受け入れは徐々に進んでいるが、介護サービスを最前線で提供する者の技術が伴っていない。
- 職員への障がいについての知識・支援方法・合理的配慮の考え方についての研修の促進。
- 各事業所が支援に悩んだ際に、心理士など相談に乗ってくれる先があると、安心して支援に取り組むことができる。
- 地域の皆さんとの連携、協力。それをお願いできるような日常からのつながり。
- 速やかに療育を開始するためにも、各関係機関が連携をとりながらのシステムを含めた改善が必要。
- ペアレントトレーニングの実施、小学校卒業ごろまでの親の学びの機会。家での親の関わりの相談先が必要。

3 前計画の実施状況

前計画である第6期吹田市障がい福祉計画・第2期吹田市障がい児福祉計画で掲げた成果目標と令和4年度（2022年度）時点での実績値、主な取組状況については、次のとおりです。

(1) 第6期障がい福祉計画の成果目標の進捗と主な取組

ア 成果目標

項目
<成果目標1> 福祉施設の入所者の地域生活への移行
<成果目標2> 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
<成果目標3> 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
<成果目標4> 福祉施設から一般就労への移行等
<成果目標5> 相談支援体制の充実・強化等
<成果目標6> 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

イ 成果目標ごとの達成状況と主な取組及び評価

(ア) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- a 令和5年度（2023年度）末までの目標値及び令和4年度（2022年度）までの実績

	目標値	実績
地域生活への移行者数 (令和元年度(2019年度)末実績との比較)	16人	5人
福祉施設入所者の削減数 (令和元年度(2019年度)末実績との比較)	6人	5人

- b 令和4年度（2022年度）までの評価

○地域生活への移行者数は、第6期計画の終期である令和5年度末において目標を達成できない見込みです。

○施設入所者については、障がいの状況を勘案して入所の判断をしていることから、

地域移行の推進は相当困難であり、目標どおりに進めることが難しい状況です。

- 日中サービス支援型グループホームについて、要領の制定によりサービス提供事業所の指定申請に対応できるようにしました。

(イ) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- a 令和5年度（2023年度）末までの目標値及び令和4年度（2022年度）までの実績

	目標値	実績
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日	国の公表待ち
精神病床における1年以上長期入院患者数	230人	241人
精神病床における早期退院率 <精神病床入院後3か月時点退院率> <精神病床入院後6か月時点退院率> <精神病床入院後1年時点退院率>	69% 86% 92%	国の公表待ち

- b 令和4年度（2022年度）までの評価

○目標指標のうち精神病床における1年以上長期入院患者数については、令和元年度（2019年度）時点の入院患者数243人から令和4年度（2022年度）の241人へ減少しています。残りの項目については、数値が公表されていないため、現状では評価ができません。

○令和3年度（2021年度）に構築したネットワーク体制（吹田市地域自立支援協議会の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム専門部会）を活用し、精神科病院の長期入院患者へのアプローチ方法などを共有しながら、保健・医療・福祉関係者による地域移行等に向けた地道な支援を実施しました。

(ウ) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- a 令和5年度（2023年度）末までの目標値及び令和4年度（2022年度）までの実績

	目標値	実績
運用状況の検証及び検討の回数	年1回	年1回

- b 令和4年度（2022年度）までの評価

- 地域生活支援拠点等の面的整備に向けて、拠点機能を担うことが可能な市内事業所との協議により運用状況の把握を行いました。また、吹田市地域自立支援協議会において整備の方向性の共有を行いました。
- 機能の充実や担い手を増やすことに向けて、地域生活支援拠点等の実施要領を作成し、地域生活の支援体制の整備を進める必要があります。

(工) 福祉施設から一般就労への移行等

a 令和5年度（2023年度）末までの目標値及び令和4年度（2022年度）までの実績

	目標値	実績
就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数	102人	97人
＜就労移行支援事業＞	85人	76人
＜就労継続支援A型事業＞	11人	15人
＜就労継続支援B型事業＞	6人	6人
就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率		
＜就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合＞	70%	50%
＜就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合＞	70%	75%
就労継続支援B型事業所における工賃の平均額	15,225円	15,259円※

※大阪府提供データ（令和3年度）

b 令和4年度（2022年度）までの評価

- 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数は、目標値には達していませんが、令和元年度（2019年度）時点の数値からおおむね増加しています。
- 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率については、就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合は目標値には達していませんが、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合は目標値を上回っています。
- 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額については、令和3年度（2021年度）の平均額が目標値を上回っています。
- チャレンジ雇用制度の開始や、障がい者就労支援ネットワーク会議の活動、大学

第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者を取り巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

を通じた授産製品の販売体験など、就労移行に関する取組の充実が図られました。

(オ) 相談支援体制の充実・強化等

- a 令和5年度（2023年度）末までの目標及び令和4年度（2022年度）までの実績

目標	実績
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。	基幹相談支援センター及び市内6ブロックに障がい者相談支援センターを設置済み

- b 令和4年度（2022年度）までの評価

- 相談支援の中核機関として基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談窓口の機能として6か所の障がい者相談支援センターを設置しています。
- 障がい者相談支援センターにおいて地域訪問や地域会議での事例検討を行い、機能強化に取り組みました。
- 相談支援専門員の充実・確保の方策として、障がい福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助制度を実施しました。
- 障がい者が地域で自立し安心して暮らせるよう、地域自立支援協議会の役割について、必要に応じて追加する必要があります。
- 高齢者や障がい児等の各分野にまたがる課題について、適切な支援につなげるため、関係機関との連携体制を強化する必要があります。

(カ) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- a 令和5年度（2023年度）末までの目標及び令和4年度（2022年度）までの実績

目標	実績
障がい福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行います。	目標に沿った連携体制を実施
不正請求等の未然防止や発見のため、監査を担う福祉指導監査室と審査事務を担う障がい福祉室及び子育て政策室との連携体制を強化します。	
府内の指定権限を有する市町村等と、指導監査における課題や対応策について協議するとともに、適宜、情報を共有します。	

- b 令和4年度（2022年度）までの評価

- 実地指導の結果について、福祉指導監査室から障がい福祉室及び子育て政策室へ情報共有を行いました。
- 報酬体系が複雑化しており、過誤請求や不正請求等を未然防止するための取組の強化が必要です。

ウ 今後の施策推進に向けた課題

地域移行者数の目標達成が困難であることや、精神病床における長期入院患者数が増加傾向にある状況から、障がいのある人の地域生活を支えるサービス等の提供体制の確保に向けて、更なる取組が必要です。

地域生活支援拠点の整備・運営にあたっては、基幹相談支援センターとの効果的な連携が求められており、第7期計画では、障がい福祉サービス等事業所の協力を得て、機能の充実や担い手を増やす取組を進める必要があります。

障がい福祉サービス等の利用量については、おおむね見込み量を達成しているものの、医療的ケアが必要な方や強度行動障がいのある方が利用できる事業所は限られており、強度行動障がいについては利用者の実態把握が必要な状況です。また、複雑化・複合化する支援ニーズが適切なサービスにつながるよう相談支援体制の強化が必要です。

保健や福祉サービスに関する情報の取得について、令和4年度（2022年度）に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、障がいの特性に応じた適切な方法での情報提供を行う必要があります。

第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者を取り巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

(2) 第2期障がい児福祉計画の成果目標の進捗と主な取組

ア 成果目標の達成状況

項目
<p><成果目標1> 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</p>
<p><成果目標2> 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</p>
<p><成果目標3> 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</p>

イ 成果目標ごとの達成状況と主な取組

(ア) 令和5年度（2023年度）末までの目標値及び令和4年度（2022年度）までの実績

a 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

	目標値	実績
児童発達支援センターの設置		
《福祉型》	1か所	1か所
《医療型》	2か所	2か所
保育所等訪問支援を実施する事業所数	3か所	4か所

b 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

	目標値	実績
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	3か所	3か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	4か所	6か所

c 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

	目標値	実績
医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置	設置済	設置済
医療的ケア児等コーディネーターの設置数	1名	1名

(イ) 令和4年度（2022年度）までの評価

○成果目標に対する実績値（設置数）については、すべて目標値に達しており、特に、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数については、目標値（4か所）を超える6か所となっています。

○障がい児支援体制の充実のため、引き続き、市内の障がい児支援事業者への事業所整備に向けた働きかけや、事業者向けの研修及び相談支援等の支援事業の周知を進め、事業の推進を図り、サービスの質の向上に努めていく必要があります。

○医療的ケアを必要とする児童及び保護者への支援として、医療的ケア児等コーディネーターによる相談窓口設置に向けた準備を進めていくとともに、スムーズに相談窓口につなげられるように、周知方法やつなぐ仕組みについて引き続き検討が必要です。

ウ 今後の施策推進に向けた課題

児童発達支援センターや、保育所等訪問支援事業所、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス、医療的ケア児の関係機関の協議の場や医療的ケア児等コーディネーターの設置数はいずれも目標値を達成しているものの、吹田市内の発達支援等サービスの利用状況は、障害児通所支援の利用児は増加傾向にあり、併せて保育園等における発達支援、要配慮保育を利用する児童も増加しています。

一方、市内3か所の児童発達支援センターの利用は減少し、吹田市の発達支援状況に大きな変化が見られます。増え続ける障がい児通所支援事業所における支援の実態を把握し、その支援の強化を図る必要があります。また、サービスの利用支援を担う障がい児相談支援事業者が不足しており、相談支援事業者による提供体制の確保とともに、障害児通所サービスを利用するまでの発達相談等、保護者支援の充実が必要です。併せて必要なサービスについての情報提供のあり方や、支援者不足、医療・保健・福祉・教育の切れ目のない支援体制について、引継ぎが不十分である等の課題があります。子育て施策による発達支援、児童福祉サービスの積極的な情報発信や必要な支援につなぐ体制の整備、支援者不足を解消する施策等について、検討が必要です。

医療的ケア児への支援については、令和3年（2021年）に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定され、医療的ケア児が日常生活・社会生活を送れる支援体制の構築や施策の推進が国や地方公共団体の責務となりました。医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を活用して、医療的ケア児の現状を把握し、医療・保健・福祉・保育・教育等のさらなる連携を図る必要があります。

コラム

すいぱんのお話

吹田市のイメージキャラクター「すいたん」をモチーフにしたパン、「すいぱん」は、令和2年4月に登場しました。

市と千里金蘭大学、吹田市障がい者の働く場事業団が共同開発しました。



市内施設に通う障がい者が、一つ一つ丁寧に手作りすいぱんは米粉で作られています！
もちもちの食感をぜひ味わってみてください。

販売場所

「はぴすま」(※)

「グーチョキパン屋さん」「パン工房ことぶき」

「千里金蘭大学」等

※はぴすま

市内の障がい者施設で製作されているアクセサリーやクッキーなどの展示販売店

住所:昭和町 10-20 電話 06-6317-1231

営業日時:平日 10~18時(土日祝休)

ただし、月に1回月曜日が休みになります。

市内の施設では、障がいのある方が、パンやクッキー、お弁当、アクセサリー、ポーチ等さまざまな商品を作っています。「授産製品」と呼ばれることもあります。

これらの商品は、各施設や「はぴすま」、イベント等で販売されています。

障がい者が描いた絵を商品化したり、無添加にこだわった商品がたくさんあります。ぜひ、各施設や「はぴすま」にお立ち寄りください。

